

2018年（平成30年）3月14日の第8回判例ゼミ発表の感想

- 1 総括的な印象として、とりわけ企業関係者は、一般論としてデータを活用することの重要性は認識している一方で、個別具体的な現実の業務においては、データ（特に個人情報）を保護することを重視している傾向があると感じました。
- 2 他方、実務において過度にデータ（特に個人情報）の保護を意識する傾向にある、データを不正競争防止法でどの程度まで保護すべきか、データそのものの保護の必要性がどれほどあるのか（データの保護が期待されるビジネスモデルが不明瞭）、**BtoB** のビジネスでは複数の顧客から得たデータを活用することはそれぞれの顧客との関係を考慮すると困難といった御指摘がありました。
- 3 政府が主導的にデータ活用の重要性やデータ独占の弊害を強調しても、その意識が十分に浸透しているとは言い難い面もあるとの御指摘もありました。
- 4 データを対象とした取引が活発化しない要因として、データを囲い込むことで競争力としたい企業のニーズと、最も活用したい個人情報についてはリスクが高すぎて活用できない事情があるように思われました。個人情報については、個人情報保護法やガイドライン等の内容が、実務的な利用可否の判断に資する内容になっていないという御指摘もありました。
- 5 以上のとおり、データの保護及び活用については、データの内容や性質、データを取り扱う職種や業務、ひいてはデータそのものに対する考え方によって、様々な御意見があることを改めて認識させられました。

現在、不正競争防止法や著作権法の改正案が示され、データの保護及び活用に関する法制度の見直しが進行しておりますので、引き続きこのテーマに関心を持ち続けていきたいと思いました。

以上